

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年9月24日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 滋賀県彦根市小泉町31番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 平和堂 代表取締役社長 夏原 平和 電話 0749-23-3111					
主たる業種	各種商品小売業	細分類番号	5   6   1   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年～25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	社長をトップとした環境マネジメントシステム組織体制で、全社EMS推進会議を設置し、下部組織である店舗の支配人または店長をEMS責任者とするEMS推進体制を基に、他のEMSの取組みと合わせ推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,355.7 トン	4,260.4 トン	4,218.7 トン	4,184.1 トン	-3.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,465.6 トン	4,260.4 トン	4,218.7 トン	4,183.6 トン	-5.5 パーセント	
目標の根拠	既存設備の照明・空調・冷蔵ケース等の運用管理の取組み強化 節電取組の範囲で3%以上の削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (売場面積kg-CO2/m <sup>2</sup> )	174.18	166.18	164.56	163.21	-5.47 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	新規出店や増改築の可能性から売場面積によるエネルギー使用量の影響を考慮し、原単位の指標とする。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	83.0 パーセント	100.0 パーセント	111.0 パーセント	122.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	食品売場、衣料品、住居関連売場の当社基準での照度設定					
	(27)年度	空調温度徹底管理推進					
	(28)年度	空調、冷蔵・冷凍機器の温度設定管理の徹底とメンテナンス					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤者には駐車場代を自己負担させることにより、公共交通機関での通勤を推進する。					
	上記の措置を採用する理由	経済的負担がかかることが抑制効果として高いため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・ゴミ減量と資源保護のためにお買い物袋持参運動を推進する。 ・地元小学校を店舗に招いてのエコピースクラブ(子ども環境学習)の実施を推進する。 ・2008年から実施している森林保全活動「平和の森づくり」を推進する。						
特記事項	・フレンドマート葛野山ノ内店が2013年4月26日に開店し、1年の実績しかないため、基準年度については1年の数値を毎年過去3年存在したとみなして使用しています。 ・超過削減量0.5トンを超えて削減効果を生み出しています。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。